

広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）

「自動販売機設置事業者」募集要領

（令和7年度一般競争入札）

○ 申込受付期間

令和8年 1月 7日（水）から

令和8年 1月 22日（木）まで

○ 入札日

令和8年 2月 6日（金）

目 次

入札申込みから「自動販売機設置」までの流れ	1
広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）「自動販売機設置事業者」募集要領	
（一般競争入札）	2
1 募集概要	2
（1）事業の名称	
（2）事業の目的	
（3）貸付施設の概要	
（4）募集の仕様	
（5）貸付期間	
（6）契約の方法等	
（7）貸付料（年額）	
2 入札の方法等	3
3 入札の日時等	3
（1）入札の実施	
（2）入札の受付等	
4 入札参加資格	3
5 入札参加に関する留意事項	3
（1）入札保証金	
（2）入札の無効	
（3）入札の執行	
（4）入札書の記載方法等	
（5）入札者の持参するもの	
（6）落札者の決定	
（7）入札の結果	
6 入札までのスケジュール	4
（1）募集に関する質問の受付及び回答	
（2）入札参加資格（入札申込）の確認	
7 契約手続	6
（1）契約の締結等	
（2）契約保証金	
（3）連帶保証人	
8 貸付料の支払方法	6
9 その他の留意事項	6

入札申込みから「自動販売機設置」までの流れ

1 募集要領に関する質問の受付及び回答

質問受付：令和8年1月7日（水）から令和8年1月22日（木）まで

午前8時30分から午後5時まで

※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付を行いません。

※質問に対する回答は、広島県ホームページにおいて公表します。

※募集に関する説明会は行いません。

2 一般競争入札参加資格確認申請（入札参加申込み）

（1）受付期間：令和8年1月7日（水）から令和8年1月22日（木）まで

午前8時30分から午後5時まで

※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付を行いません。

（2）受付場所：広島県総務局財産管理課（広島市中区基町10番52号 広島県庁本館3階）

3 入札の日時及び場所

（1）入札期日：令和8年2月6日（金）

（2）入札時間：入札時間は物件番号ごとに異なりますので、注意してください。

入札物件	入札開始時間
物件番号①（南部・中央地域）	午後 2時30分
物件番号②（南部・中央地域）	午後 3時

※①・②両方の物件の入札に参加することができます。

（3）場 所：広島県庁本館地下第一入札室（広島市中区基町10番52号）

4 契約説明

入札終了後、引き続いて落札者に対して契約内容を説明します。

5 契約の締結

契約締結期限：令和8年2月16日（月）

6 貸付料の支払

貸付料の支払方法は、広島県が発行する納入通知書による金融機関窓口からの納付となります。

7 貸付期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間） ※更新はしません。

8 自動販売機設置

自動販売機の設置については、令和8年4月1日（水）（午前8時30分）以降となります。

なお、事前に広島県と自動販売機設置事業者との協議により、設置時間等を変更する場合があります。

広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）「自動販売機設置事業者」募集要領（一般競争入札）

広島県では、次のとおり広島県地方機関庁舎に飲料用の自動販売機を設置する事業者（以下「自動販売機設置事業者」という。）を募集します。

自動販売機設置事業者に対し、県は設置場所の貸付を行います。

この要領に基づき、飲料用の自動販売機の設置を希望する法人又は個人を対象に、一般競争入札により自動販売機設置事業者を決定します。入札への参加を希望する場合は、この要領のほか、「広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書」、「広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）自動販売機設置事業に係る賃貸借契約書（案）」及び関係法令などを御承知の上、申し込んでください。

1 募集概要

（1）事業の名称

広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）自動販売機設置事業

（2）事業の目的

県有資産を有効活用することにより、歳入を確保するとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

（3）貸付施設の概要（添付図面を参照してください。）

物件番号	施設	所在地	貸付箇所	販売形態	設置台数	位置図	貸付面積
①	呉庁舎 第2庁舎 1階(入口側)	呉市西中央一丁目3-25	①-A	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-1	1.80m ²
	水産海洋技術センター 本館棟 南側犬走り	呉市音戸町波多見六丁目21-1	①-B	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-2	1.98m ²
	呉高等技術専門校 管理棟 1階ホール	呉市阿賀中央五丁目11-17	①-C	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-3	1.70m ²
	東広島庁舎 本館 1階玄関(入口側)	東広島市西条昭和町13-10	①-D	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-4	1.53m ²
	農業技術センター 事務・研究棟 1階	東広島市八本松町原6869	①-E	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-5	1.50m ²
②	呉庁舎 第2庁舎 1階(ふれあいコーナー側)	呉市西中央一丁目3-25	②-A	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-1	1.80m ²
	呉高等技術専門校 実習棟Ⅰ 南側犬走り	呉市阿賀中央五丁目11-17	②-B	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-2	1.50m ²
	東広島庁舎 本館 1階玄関(ふれあいコーナー側)	東広島市西条昭和町13-10	②-C	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-3	1.53m ²
	西部工業技術センター 1階	呉市阿賀南二丁目10-1	②-D	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-4	1.66m ²
	光町庁舎 1階	広島市東区光町二丁目1-14	②-E	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-5	1.80m ²

※1 開庁日は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始[12/29～1/3まで]を除く。）です。

※2 貸付面積には放熱余地、回収ボックス設置部分を含みます。

※3 自動販売機の設置台数は、貸付箇所ごとに1台です。

設置に当たっては、事前に広島県の承諾が必要です。

※4 貸付箇所①-Cに設置する自動販売機はユニバーサルデザインとし、最低限、次の条件を満たすものとします。

ア コイン投入口に受け皿が設置されているもの。

イ 商品選択ボタンが車椅子に乗車したまま容易に押せる位置に設置されているもの。

※5 貸付する物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできません。

※6 自動販売機の主な利用者は、来庁者及び県職員です。

（4）募集の仕様

資料2 広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書のとおりです。

（5）貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）※更新はしません。

（6）契約の方法等

賃貸借契約によるものとし、契約の更新はしないものとします。

なお、広島県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、自動販売機設置事業者（落札者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他広島県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することができます。

また、当該公募においては、貸付箇所の地方機関について貸付期間中の存続を保証するものではありません。広島県の組織再編等により、貸付箇所への自動販売機設置が継続できることとなった場合は、貸付契約を変

更又は解除することができます。

(7) 貸付料（年額）

広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）「自動販売機」設置期間中の貸付料（年額）は、落札者が入札書に記載した金額に、当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額とします。なお、貸付料には光熱費は含まないものとします。

2 入札の方法等

一般競争入札により落札者を決定します（入札は、物件番号ごとに行います。）。

①・②両方の物件の入札に参加することができます。

3 入札の日時等

(1) 入札の実施

入札期日	令和8年2月6日（金）	
入札時間	物件番号①	午後 2時30分
	物件番号②	午後 3時
入札場所	広島県庁本館地下第一入札室（広島市中区基町10番52号）	

(2) 入札の受付等

入札の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。一度会場に入場されると入札終了までは退場することができません。

なお、入札開始時刻には入札会場を閉鎖します。遅れて来られた場合は、入札に参加することができませんので、注意してください。

入札終了後、落札者に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

4 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては広島県内に本店・支店又は営業所等を有し、個人にあっては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。
- (7) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 入札参加に関する留意事項

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とします。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- エ 入札者が2以上の入札をしたとき。
- オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
- キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

(3) 入札の執行

ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を有する証書（以下「委任状」という。）を提出していく必要があります。ただし、別途、有効期間の記載のある委任状を作成されており、当該有効期間が入札の時期を含む場合は当該有効期間のある委任状によることも可能です。

イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出してください。

ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りは禁止します。

エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止します。

オ 入札室には、入札者以外は入室できません。

カ 入札書類は、様式集の入札書（様式第1）、入札辞退届（様式第2）、委任状（様式第3。アのただし書の場合を除く。）を使用してください。

(4) 入札書の記載方法等

入札書（様式第1）には、年額（1年間分）の貸付料の110分の100に相当する金額を記載してください。

※ 貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください

(5) 入札者が持参するもの

ア 印鑑（入札参加資格確認申請書で使用した実印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）

イ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）

ウ 委任状（代理人によって入札する場合）

(6) 落札者の決定

ア 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。

イ 落札者は、次の方法により決定します。

（ア）広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、広島県が予定する年額（1年間当たり）の貸付料（消費税及び地方消費税込み）以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

（イ）開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていないものを含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

ウ 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(7) 入札の結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

6 入札までのスケジュール

(1) 募集に関する質問の受付及び回答

ア この「自動販売機設置事業者」募集要領等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和8年1月7日（水）～令和8年1月22日（木） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付を行いません。
提出方法	様式集の広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）自動販売機設置事業に関する質問書（様式第4）に記入の上、持参又は郵送により提出してください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着するようにしてください。

	注) 郵送とは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれに準ずるものに限ります。
提出先	広島県総務局財産管理課（ファシリティマネジメントグループ） 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県庁本館3階 電話：(082) 513-2307、ファクシミリ：050-3156-3479 メール：souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp

イ 質問に対する回答の公表

提出された質問への回答は、令和8年1月27日（火）までに広島県ホームページにおいて公表します。

（2）入札参加資格（入札申込）の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について広島県の確認を受ける必要があります。

ア 申請書類の提出（提出部数各1部）

受付期間	令和8年1月7日（水）～令和8年1月22日（木） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付を行いません。	法人	個人
提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書（様式第5）及び誓約書（様式第6）に必須事項を記入・押印し、持参又は郵送により提出してください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着するようにしてください。		
提出書類	① 入札参加資格確認申請書（様式第5） ② 誓約書（様式第6） ③ 身分証明書（市町村発行のもの）【※1】 ④ 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）【※1】 ⑤ 確定申告書（写） ⑥ 印鑑証明書【※1】 ⑦ 広島県税及び地方法人特別税についての納税証明書（広島県税及び地方法人特別税についての滞納がない旨の証明）【※1】 ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか）【※1、※2】 ⑨ 設置する自動販売機のカタログ	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
提出先	6-(1)提出先に同じ。		

※1 ③、④、⑥、⑦及び⑧については、発行後3か月以内の原本とすること。

※2 ⑧については、納税の猶予の特例を受けている場合には、「納税証明書その3、その3の2、その3の3」に代えて、直前の年分（課税期間）からさかのぼって3年前までの「納税証明書その1」を提出すること。詳細は6-(1)提出先に問い合わせること。

イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、確認申請をされた方に対して令和8年1月27日（火）までに書面により通知します。

ウ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格がないと通知された方は、書面により次のとおり理由の説明を求めることができます。

受付期間	令和8年1月28日（水）～令和8年1月29日（木） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）
提出方法	説明要求の書面（様式自由、要代表者印）を、持参又は郵送により提出してください。

	郵送の場合は、上記の期限までに必着するようにしてください。
提出先	6- (1) 提出先に同じ。
回答期限	令和8年2月4日(水)

7 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 落札者は、落札の決定を受けた日から5日以内に、別添「広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）自動販売機設置事業に係る賃貸借契約書（案）」に基づき、広島県と自動販売機設置に係る賃貸借契約を締結していただきます。

(ア) 契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

(イ) 契約に先立ち、様式集の財産借受願（様式第7）を広島県に提出してください。

(ウ) 契約の締結に係る一切の費用は、落札者の負担となります。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

ウ 契約書を3通作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 連帯保証人

ア 広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第32条（同条を準用する場合を含む。）の規定により連帯保証人を立ててください。

イ 契約の締結の際、連帯保証人の登記簿謄本「原本」（現に効力を有する部分、個人の場合は市町村発行の身分証明書）、印鑑証明書等（印鑑証明書又は印鑑登録証明書）、納税証明書（契約締結前3か月以内に発行された広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書）、企業概要の資料等、必要書類を提出してください。

ウ 連帯保証人が個人の場合、民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の令和8年度から令和12年度までの年額の貸付料相当額とします。

エ 連帯保証人が個人の場合、民法第465条の10第1項に基づき、落札者は、連帯保証人に対して、この契約の締結に先立ち、次の項目について、真実かつ正確な情報の提供を行ってください。

(ア) 財産及び収支の状況

(イ) 落札者が契約締結後に広島県に対して負担する一切の債務（以下「主債務」という。）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(ウ) 主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

8 貸付料の支払方法

(1) 落札者は、広島県の発行する納入通知書により、毎年4月30日までに、その年度の属する貸付料（1年間分の貸付料）を、金融機関窓口から広島県に支払わなければなりません。

(2) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、注意してください。

9 その他の留意事項

(1) 入札及び契約結果の公表

入札及び契約に係る情報の公表に関する要領に準じて、入札及び契約結果を閲覧に供します。

(2) 現地確認

現地確認を希望する場合は、6- (1) 提出先に申し出てください。

(3) 「自動販売機設置」事業関連規定の遵守

広島県と本件自動販売機設置事業に係る賃貸借契約を締結した自動販売機設置事業者は、本要領のほか、広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書及び広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）自動販売機設置事業に係る賃貸借契約書（案）に定める事項について遵守しなければなりません。

(4) 自動販売機の設置方法等

具体的な自動販売機の設置方法については、広島県と自動販売機設置事業者が協議の上、決定します。

(5) 自動販売機設置に係る経費

自動販売機の設置、撤去、維持管理（光熱費等）及び原状回復に関する一切の経費は、自動販売機設置事業者の負担とします。

(6) 自動販売機の設置に伴う承認等

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に当たっては、「自動販売機設置」承認申請書（様式第8）に自動販売機の設置内容（設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等）を記載の上、広島県に提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た自動販売機の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続となります。

(7) 自動販売機の撤去

契約期間の満了等により、自動販売機を撤去し、貸付物件を広島県に返還する場合は、借受財産返還書（様式第9）を提出して広島県の承諾を得るものとします。

(8) 貸付料の返還

納付済みの貸付料は、返還しません。ただし、広島県が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全部又は一部を返還する場合があります。

(9) 自動販売機設置事業者の責任

ア 自動販売機設置事業者は、自動販売機に関する全ての事項について一切の責任を負うものとします。

イ 自動販売機設置に関して第三者に損害を与えた場合は、自動販売機設置事業者の責任及び負担において解決するものとします。

【参考データ】

■地方機関庁舎別職員数等（令和7年度）

施設名	職員（人）	訓練生・学生等（人）
呉庁舎	175	
水産海洋技術センター	33	
呉高等技術専門校	15	48
東広島庁舎	253	
農業技術センター	135	
西部工業技術センター	34	(他機関職員) 15

■売上等の実績（現設置事業者の申告によるもの。）

令和3年4月分から令和7年9月分まで

※広島県地方機関庁舎では、令和2年4月中旬以降、テレワークを継続実施しています。

また、貸付箇所①-Cについては、現在設置されている場所から変更するため、実績はありませんので、呉高等技術専門校に設置している2台の実績を参考にしてください。

(単位: 本、円)

庁舎名	貸付箇所	区分	年度\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
呉庁舎 第2庁舎 1階(入口側)	①-A	売上本数	R3	812	599	565	943	856	709	675	765	565	612	565	548	8,214
			R4	738	474	746	775	753	761	743	693	343	764	608	574	7,972
			R5	669	467	618	794	639	831	847	611	640	517	649	617	7,899
			R6	603	568	773	669	712	653	319	849	634	195	690	278	6,943
		光熱費	R7	602	493	558	643	504	670							3,470
			R3	6,191	3,975	2,966	2,996	2,934	3,018	3,475	3,771	2,942	3,933	3,240	3,652	43,093
			R4	3,652	4,415	4,579	3,855	3,791	3,987	4,298	5,372	5,594	5,164	4,794	4,594	54,095
	①-B	売上本数	R5	5,662	5,433	4,371	14,024	3,647	3,894	4,651	4,756	4,221	4,220	3,984	4,312	53,175
			R6	5,213	5,377	4,568	14,233	3,826	3,893	4,510	5,201	4,768	4,517	4,147	4,731	54,984
			R7	5,411	5,458	4,317	3,970	3,839	3,728							26,723
			R3	222	141	186	271	320	150	199	193	80	196	149	152	2,259
		光熱費	R4	144	136	204	233	285	286	176	85	231	80	113	183	2,156
			R5	91	94	59	59	168	52	40	110	151	64	47	66	1,001
			R6	65	59	129	106	70	73	172	99	107	0	114	58	1,052
水産海洋技術センター 本館棟 南側犬走り	①-C	売上本数	R7	36	97	117	67	52	104							473
			R3	1,521	1,609	1,562	1,713	1,749	1,738	1,754	1,752	1,850	1,940	1,826	2,075	21,089
			R4	2,086	2,148	2,160	2,411	2,577	2,689	2,852	2,906	3,043	2,761	2,491	2,633	30,757
			R5	2,739	2,652	2,405	2,374	2,197	2,259	2,303	2,280	2,361	2,339	2,190	2,311	28,410
		光熱費	R6	2,409	2,565	2,516	2,538	1,975	1,759	1,798	1,880	2,044	1,989	1,692	1,874	25,039
			R7	1,893	2,037	1,915	1,958	1,812	1,717							11,332
			R3	199	197	209	431	253	272	294	264	177	107	119	169	2,691
	①-D	売上本数	R4	116	225	273	324	278	362	207	243	204	214	170	250	2,866
			R5	115	121	166	111	93	244	150	167	162	108	58	125	1,620
			R6	36	263	272	286	124	285	277	194	336	129	238	178	2,618
			R7	161	114	241	176	176	208							1,076
		光熱費	R3	2,192	2,260	2,157	2,171	2,406	2,399	2,416	2,356	2,470	2,493	2,372	2,781	28,473
			R4	2,925	3,063	2,899	3,204	4,568	4,728	5,303	5,284	5,286	5,317	4,543	5,080	52,200
			R5	5,040	4,817	4,301	4,145	4,070	3,610	4,272	3,913	3,844	3,743	3,509	3,884	49,148
呉高等技術専門校 管理棟 北側犬走り	①-E	売上本数	R6	3,991	4,230	4,108	3,978	3,301	3,056	3,282	3,363	3,407	3,230	2,753	3,233	41,932
			R7	3,520	3,751	3,393	3,288	3,289	2,949							20,190
			R3	540	498	633	740	856	743	667	566	438	435	501	544	7,161
			R4	574	615	713	925	949	687	481	761	504	429	486	495	7,619
		光熱費	R5	549	340	509	502	651	480	470	401	330	326	349	408	5,315
			R6	344	287	346	257	455	271	305	359	283	243	234	280	3,664
			R7	315	276	318	430	341	85							1,765
	①-F	売上本数	R3	3,337	3,675	3,246	2,868	2,249	2,273	2,453	2,388	2,452	2,496	2,367	2,700	32,504
			R4	2,867	3,031	2,805	3,005	4,091	4,588	5,643	5,490	5,259	5,406	4,565	5,276	52,026
			R5	5,423	5,211	4,317	4,156	3,787	3,625	4,713	4,031	3,863	3,879	3,686	3,883	50,574
			R6	4,452	4,803	4,107	4,139	3,056	2,768	3,156	3,131	3,243	3,220	2,762	3,101	41,938
		光熱費	R7	3,538	3,928	3,289	3,134	2,905	2,730							19,524
農業技術センター 事務・研究棟 1階	①-G	売上本数	R3	480	492	522	510	585	440	611	384	391	411	341	384	5,551
			R4	478	271	476	737	506	528	328	543	382	286	370	372	5,277
			R5	426	305	394	551	471	480	372	311	408	299	407	442	4,866
			R6	419	293	554	452	378	537	354	372	315	215	387	272	4,548
		光熱費	R7	200	341	451	439	477	311							2,219
			R3	1,884	1,957	1,813	1,867	1,454	1,486	1,567	1,576	1,739	1,792	1,718	1,850	20,703
			R4	1,841	1,918	1,869	1,2001	1,953	3,156	3,417	3,480	3,607	3,660	3,118	3,280	34,300
	①-H	売上本数	R5	3,337	3,290	2,961	2,753	2,596	2,524	2,890	2,838	2,654	2,627	2,568	2,750	33,788
			R6	2,715	2,791	2,755	2,813	2,052	1,856	1,941	1,988	2,090	2,054	1,756	1,937	26,748
			R7	2,039	2,207	2,057	2,065	1,926	1,822							12,116

(単位:本、円)																
庁舎名	貸付箇所	区分	年度\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
呉庁舎 第2庁舎 1階 (ふれあいコーナー側)	②-A	壳上本数	R3	469	460	613	730	665	685	640	453	578	484	405	619	6,801
			R4	484	394	781	587	567	641	500	426	499	494	508	384	6,265
			R5	659	472	714	649	784	590	523	565	517	421	560	468	6,922
			R6	498	618	523	529	644	541	583	424	456	427	368	396	6,007
			R7	409	525	493	848	629	556							3,460
		光熱費	R3	2,335	2,474	1,846	1,865	1,826	1,878	2,163	2,347	1,831	2,448	2,016	2,273	25,302
			R4	2,273	2,748	2,850	2,399	2,360	2,481	2,675	3,343	3,481	3,214	2,984	2,859	33,667
			R5	3,524	3,381	2,720	2,504	2,270	2,423	2,895	2,960	2,627	2,627	2,479	2,683	33,093
			R6	3,245	3,346	2,843	2,634	2,381	2,423	2,807	3,237	2,968	2,811	2,581	2,945	34,221
			R7	3,368	3,397	2,687	2,471	2,390	2,320							16,633
呉高等技術専門校 実習棟 I 南側犬走り	②-B	壳上本数	R3	121	199	222	260	129	122	76	116	142	101	125	85	1,698
			R4	54	57	177	157	102	103	48	129	150	73	30	66	1,146
			R5	90	127	212	176	101	181	157	213	120	80	105	71	1,633
			R6	97	298	295	281	155	407	252	204	188	85	116	184	2,562
			R7	102	138	164	178	154	241							977
		光熱費	R3	1,515	1,562	1,491	1,501	1,664	1,658	1,670	1,629	1,708	1,724	1,640	1,923	19,685
			R4	2,022	2,118	2,004	2,215	3,158	3,269	3,667	3,653	3,655	3,676	3,141	3,512	36,090
			R5	3,485	3,330	2,974	2,866	2,814	2,496	2,953	2,705	2,658	2,588	2,426	2,685	33,980
			R6	2,759	2,925	2,840	2,750	2,282	2,112	2,269	2,325	2,356	2,233	1,903	2,235	28,989
			R7	2,434	2,593	2,346	2,273	2,274	2,039							13,959
東広島庁舎 本館 1階玄関 (ふれあいコーナー側)	②-C	壳上本数	R3	762	503	1,002	890	1,186	732	831	746	663	592	658	878	9,443
			R4	745	760	829	1,025	1,104	996	703	777	851	706	716	874	10,086
			R5	618	698	846	893	1,016	999	759	596	819	602	573	631	9,050
			R6	696	643	731	868	719	970	759	588	584	574	406	585	8,123
			R7	561	606	645	960	825	666							4,263
		光熱費	R3	2,076	2,287	2,020	1,785	1,400	1,414	1,527	1,486	1,526	1,553	1,473	1,680	20,227
			R4	1,784	1,886	1,746	1,870	2,546	2,856	3,512	3,417	3,273	3,365	2,841	3,283	32,379
			R5	3,375	3,243	2,687	2,587	2,357	2,296	2,934	2,509	2,404	2,414	2,294	2,417	31,477
			R6	2,771	2,990	2,556	2,576	1,902	1,723	1,964	1,948	2,018	2,004	1,719	1,930	26,101
			R7	2,202	2,445	2,047	1,951	1,808	1,699							12,152
西部工業技術センター 1階	②-D	壳上本数	R3	225	334	408	566	397	380	401	326	307	306	256	378	4,284
			R4	225	222	407	370	339	390	290	233	198	344	199	401	3,618
			R5	245	262	378	394	358	412	296	360	328	188	335	235	3,791
			R6	259	261	339	375	456	320	369	246	220	224	234	200	3,503
			R7	216	279	239	422	275	263							1,694
		光熱費	R3	1,790	1,691	1,567	1,823	1,487	1,474	1,466	1,491	1,576	1,620	1,558	1,785	19,328
			R4	1,794	1,902	1,861	2,067	3,134	3,328	3,662	3,589	3,601	3,675	3,154	3,553	35,320
			R5	3,547	3,397	3,226	2,981	2,799	2,736	3,094	2,852	2,706	2,665	2,605	2,889	35,497
			R6	3,064	3,350	3,170	3,113	2,007	1,781	1,873	1,917	1,988	1,948	1,616	1,860	27,687
			R7	1,932	2,064	1,968	2,080	1,962	1,858							11,864
税務庁舎 2階／光町庁舎 1階 ※ 税務庁舎移転のため、 R6年10月1日～光町庁舎へ移設	⑥-C	壳上本数	R3	676	718	950	971	988	642	907	748	693	551	363	560	8,767
			R4	424	413	474	628	570	1,952	368	390	367	283	347	1,842	8,058
			R5	528	535	425	2,114	555	373	292	357	331	304	274	2,003	8,091
			R6	399	548	485	702	570	481	614	386	563	375	302	431	5,856
			R7	467	489	465	666	491	474							3,052
		光熱費	R3	1,782	1,975	1,670	1,781	1,748	1,776	1,965	1,992	1,953	1,970	1,872	2,107	22,591
			R4	2,107	2,564	2,334	2,418	2,481	2,663	3,210	3,246	3,181	3,235	2,728	2,965	33,132
			R5	3,701	3,565	2,962	2,875	2,653	2,522	2,916	2,871	2,733	2,723	2,573	2,723	34,817
			R6	2,878	3,138	2,747	2,793	2,707	2,535	7,078	6,085	6,172	5,987	5,438	6,019	53,577
			R7	6,185	6,373	6,050	6,016	5,918	5,911							36,453